

○検証テーマ1 災害救助急医療の取り組み ○検証担当委員 鶴飼 車

絵書教科書の取り組み

中華書局影印

検証項目	取り組みの分析・評価	
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント 原因・理由
災害救急医療システム	<p>《災害救急医療》</p> <p>1 地域災害救急医療マニュアル等の内容充実 [D]</p> <p>2 広域災害・救急医療情報システムの効果的かつ効率的な活用 [D]</p> <p>3 病院前救護・搬送 [B ~ D]</p> <p>4 県下に15の災害拠点病院を指定 [B ~ D]</p> <p>5 医療救護班の編成 [A]</p> <p>6 災害医療教育・研修の実施 [B]</p>	<p>○地域特性や病院実態のマニュアルへの十分な反映</p> <p>○医療機関での端末パソコンの運用・管理</p> <p>○医療機関での輸送の充実</p> <p>○耐震化など機能充実のためには補助制度を活用しても、相当の設置者負担が必要</p> <p>○医療救護班の円滑な運用</p> <p>○医療救護班編成・派遣のシステム化に起因</p> <p>○地域災害救急医療マニュアル等の充実</p> <p>① 地域災害救急医療マニュアルによる必要があることを十分に反映し、より実態に即した内容に改める必要がある</p> <p>② 広域災害・救急医療情報システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作が複雑であるため、各医療機関に対する習熟訓練が必要である</li> <li>・医療機関において、休日・夜間に無いものについて、改善を要する医療機関入力情報の信頼性の向上、迅速な入力方法、バックアップ体制などの問題点と対応策を検討していく必要がある</li> <li>・有線回線が使えない場合に備えて、無線連絡網を整備すべきである</li> </ul> <p>③ 病院前救護と搬送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署をトリアージボスト（兼応急診療所）として活用し、近隣に居住する医療従事者がボランティアとして参集できるような体制を作るべきである</li> <li>・巨大災害に際しては、固定翼機や自衛隊保有の大型ヘリコプターを用いた被災地外への大量輸送を考慮しなければならない</li> <li>・多数の患者搬送が必要となるとき、陸路交通が困難なとき、災害医療活動の拠点が必要となるときなどには船舶が有効であるため、検討する必要がある</li> </ul> <p>④ 災害拠点病院の機能充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各災害拠点病院の耐震化などの施設整備を進めるとともに、具体的な活動基準の作成、災害拠点病院間の連携強化、地域における各拠点病院の役割強化が図る必要がある</li> </ul> <p>⑤ 医療救護班の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドクターカー運用により災害現場への医師の出動が可能となつたが、閉鎖空間での医療などさらには高度な訓練を積んだ医療チームとが協力しての医療などの体制の構築が望まれる</li> <li>・活動できるよう訓練を受けた医師・看護師からなる東京DMAT (Disaster Medical Assistant Team、災害医療救援チーム) を発足させたが、同様の組織の編成を検討すべきである</li> </ul> <p>⑥ 調査研究、教育・研修、人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関連機関等と密接な連携をもつて調査研究、研修の充実を検討していく必要があります</li> <li>・災害医療センターについて、権限と責任を明確化すること、医師以外の職種の指名など、災害時に機能する制度とするよう検討が必要である</li> <li>・災害医療専門士（災害医学講座）の開設（神大・兵大）等</li> </ul>

検証項目	取り組みの分析・評価		今後の提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント	
		原因・理由	
7行政と業者、薬剤師会など連携組織及びメーカー・卸売業者との協力体制の整備【B～D】	《医薬品の供給システム》 キ流通通販蓄の合理化集約化が進んでいるが、これでは災事に対するリスク分散に逆行する【D】	⑦ 医薬品の供給システム ・專占的な薬品卸センターの一極集中・大型化にともない、災害時の脆弱性がむしろ拡大したことから、他社とのネットワークサービスを促す必要がある	
8各災害拠点病院での救護班構行用医薬品の配備【B～D】	東南海・南海地震のような広域災害への対応【D】	・災害のタイプと発生時期によって、使用される医薬品の種類が異なるし、使用期限の制約もあるので、大量の医薬品備蓄には問題があり、基本的にメークや薬品卸業者との有事緊急出荷契約といった形をとらざるを得ないだろう	
9医師会が臨床醫法医研究会を発足し、研修会を実施【D】	《監察医制度》 ケ監察医制度の充実【D】	⑧ 監察医制度の充実 ・神戸市(北区・西区除く)で監察医制度が実施されますが、監察医への処遇、監察医を助ける検査技術などの適正配置、さらには神戸市とほぼ同等の人口を抱える阪神地区での監察医制度導入の検討	
10医療施設等災害復旧国庫補助金の活用【B】	《被災病院の運営》 ○甚大な被害を受けた病院は、建物・設備の被害に加えて、震災後の患者数の減少などでそれぞれに大きな経済的損失を被っていること コ数億円単位の損害を生じ、「災害」た被災病院もあり、「災害」に強い病院「整備のブレーキになりつつあることが危惧される【B】	⑨ 被災病院の経営支援 ・被災地の中心にあつて大きな被害を受けた医療機関の経営に対する影響は大きく、数年間その影響が持続している。ことに地域の医療を担っている病院には、私立病院も含めて健全な病院再建のための公的支援制度が望まれる	

○検証テーマ2 支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉の取組み ○検証担当委員 山本 あい子

検証項目	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかったこと）のポイント	取り組みの分析・評価		今後の提案
			原因・理由	原因・理由	
I 視覚障害者等（いわゆる情報弱者）への支援に関する情報提供	1 避難所等での情報提供・コミュニケーション支援体制の整備【A】 2 ひょうご手話通訳センターの設置【B】 3 災害救援専門ボランティア（手話・要約筆記・知的障害者支援等）の養成【B・D】 4 盲ろう通訳・介助員養成・派遣事業【D】 5 县警メール110番システムの運営開始【D】 6 要援護者への声かけ運動の展開【D】 7 聰覚障害者情報センターの整備【D】	アいわゆる情報弱者に対する緊急情報の適切な提供【A】 イ地域格差のない情報提供支援体制の充実・要援護者リストの作成と手話・要約筆記・知的障害者支援等の声かけ運動の進展による近時の要請【C】 オ身体・知的障害者の特性に配慮した避難場所未確保【D】	○コミュニケーションシステムの整備と人材不足の解消 ○推進拠点の未整備 ○人材の絶対的不足 ○身体障害者手帳・療育手帳の開示システムの未整備 ・難病特定疾患受給者証の開示システムの未整備 ○個人情報保護の要請 ○危機意識の希薄化 ○当事者団体の組織率の低さ ○IT化の進展による近時の要請 ○身体・知的障害者の特性に配慮した避難場所未確保	① 聴覚障害者等を対象とする緊急時情報通報システムの構築 あらかじめ登録する聴覚障害者、支援者等による安否確認を行って、緊急情報の確実な伝達と返信による安否確認を行う。 ② 脳質障害者等身体障害者、知的障害者、重症難病在宅療養者等、特別のニーズを持つ要援護者に対する防災教育・防災訓練・災害時情報収集機器の習熟のための教育など、要援護者への事前周知や情報収集機器の活用により防災教育や非難訓練等を企画・実施 ③ 計画的な人材養成 ④ 公的機関への手話通訳の配置と派遣制度の促進 ⑤ 要援護者情報を通じて、障害者等、要援護者への説明・同意により、緊急時の安否確認の窓口において、障害者等、要援護者リストを整備し、支援者が活用できる認、情報提供、ニーズ把握を行うための要援護者リスト等を企画・実施する。 ⑥ 要援護者への手話通訳者の配置と派遣制度の促進 知的障害者には、安定して避難できる環境の確保、避難方法等についての周知難場所を確保しておく。 ⑦ 災害時、特定疾患患者等が県内外の医療機関で必要な医療を受けることができる制度の創設 被災地から被災地以外の医療機関へ安全に患者を搬送できる連携体制の構築 医療用具搬送のための緊急車両優先制度の創設 通信閲読企業等との災害時の回線確保	行政の窓口において、障害者等、要援護者等の要援護者リスト等を企画・実施する。また、行政、社会福祉協議会、患者会等の地域関係団体等に配備する。
II 医療依存度の高い難病患者等への支援、医療の保証	1 災害時対応のマニュアルの整備【A】 ・「災害時地域医療マニュアル」「難病患者等保健指導事業マニュアル」「難病医療ネットワーク支援事業」の創設【A】 3 患者会及び関係医会の対応策策定【A】 ・「災害マニュアル」「緊急連絡体制」「患者自己管理手帳」等の整備・透析病院全国情報ネットワーク等	ア具体的な連携方策の協議・確立【A】 ・患者移送の方法 ・医薬品、水、電力確保 ・医療機器の提供等 ・医療機関への情報提供確立【A】 イ各関係機関の日常的連携情報交換の不足 ○患者情報のプライバシー開示のシステムが未整備 ○医療機関や医薬品会社の自家主的活動・連携に期待する範囲が大きい ○患者会自身の内部的変化(高齢化、患者変動等)による連携機能の低下 ○災害への記憶の薄れ、意識の低下	○各関係機関の日常的連携情報交換の不足 ○患者情報のプライバシー開示のシステムが未整備 ○医療機関や医薬品会社の自家主的活動・連携に期待する範囲が大きい ○患者会自身の内部的変化(高齢化、患者変動等)による連携機能の低下 ○災害への記憶の薄れ、意識の低下	⑧ 被災地から被災地以外の医療機関へ安全に患者を搬送できる連携体制の構築 ⑨ 医療用具搬送のための緊急車両優先制度の創設 ⑩ 通信閲読企業等との災害時の回線確保 ⑪ ねば等慢性患者へ医療ケア用具等の備蓄及び災害時における供給体制の整備 ⑫ 医療機関における災害時患者マニュアルの作成 ⑬ 災害時に機能している医療機関等に関する正確な情報の発信 ⑭ 緊急時にセルフケアが可能となる患者教育の推進 セルフケアの重要性について、医療機関及び患者自身の理解の促進を図ることも、患者教育・啓発などについては医療関係者、患者会等の連携の下、取り組みを進めることのできる地域等との連携による、コミュニケーションの充実による、コミュニケーションの充実による、地域組織活動の充実による、地域組織活動の充実による、日頃からのこえかけや交流ができる地域づくりが必要である。 （例：行政による、愛育班活動、セルフヘルプグループの活動等への支援） ⑮ 地域組織活動の充実による、日頃からのこえかけや交流ができる地域づくりが必要である。 ⑯ 障害者自身のコミュニケーションの充実による、地域組織活動の充実による、日頃からのこえかけや交流ができる地域づくりが必要である。	○地域組織活動の充実による、日頃からのこえかけや交流ができる地域づくりが必要である。 （例：行政による、愛育班活動、セルフヘルプグループの活動等への支援） ⑯ 障害者自身のコミュニケーションの充実による、地域組織活動の充実による、日頃からのこえかけや交流ができる地域づくりが必要である。
III 慢性疾患患者セルフケア支援と地域コミュニティづくり	1 医療法の改正、診療報酬の改訂による患者への情報提供の充実（国の制度改正） 2 災害を経験したことによる地域コミュニティの再確認	ア医療ケアに必要な物品の不足 ・オストメイトの相当量の確保 ○診療報酬改訂による処方期間の短縮（備蓄の限界） ・オストメイトへのストレーミング等の供給体制整備【A】 イ要援護者への声かけによる避難勧告等緊急情報の提供、救援【D】	○オストメイト対応への認識不足 ○診療報酬改訂による処方期間の短縮（備蓄の限界） ○個人情報保護の優先・要援護者の状況の共有の必要性について検討の場の不足 ○障害者自身の地域への参画の不足 ○地域コミュニティの脆弱化	○オストメイト対応への認識不足 ○診療報酬改訂による処方期間の短縮（備蓄の限界） ○個人情報保護の優先・要援護者の状況の共有の必要性について検討の場の不足 ○障害者自身の地域への参画の不足 ○地域コミュニティの脆弱化	

検証項目	取り組みの分析・評価		原因・理由
	主な成果(できしたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント	
1 瘫災によるところのケア(PTSD・トラウマ)対策と課題取組実績と課題今後の展開方策	①精神科医療機関が被災した中、精神科救護所の設置及びボランティアを活用した運営【A】 2 ボランティア組織による電話相談等の実施【A】 3 これらのケアセンターの設置【B～C】 4 グループホーム(13カ所)、小規模作業所(9カ所)の設置運営【B～D】(Dでは一般施設化) 5 アルコールリハビリテーションホームの設置運営【C～D】 6 これらのケア研究所の設置(H15年度まで)【D】 7 これらのケア相談室(健康福祉事務所)の設置【D】 8 兵庫県ごころのケアセンターの設置【D】(H16～)	○日頃から連携の欠如 アニコロのケア対策と他の医療・保健システムとの連携【A】 イ多くの専門ボランティアのコーディネート【A】 ○ハイリスク者のスクリーニング【B】 エニコロのケアセンターと地域保健システムとの連携【B～C】 ○一般的の健康、福祉の中でこのケアが行われずに独立したセンターへ移された。 ケアが委ねられた。	○日頃から連携の欠如 (そのために、事前に精神科以外の医療・保健・福祉のスタッフに対し、ごころのケアについての情報提供、教育訓練をしておく。) ②災害発生時の体制整備 ・災害発生時に、全体をコーディネートする組織にごころのケアの専門家も入れる。(そうすることにより、災害発生時に一般救護チームも精神科医も加わるチームができます。) ・通常規模の災害は、地域保健体制の中に復興期のごころのケア対策の組み込み 心理的な問題を抱える被災者の効果的なスクリーニングを実施 (復旧期から復興期にかけては、専門のマンパワーや組織化が必要) (例：地域ごころのケアセンター) ・大規模災害時には、ごころのケア専門職、地域保健専門職等が支援者への支援が重要 ・重症者に対する長期闇与システムの整備
2	○兵庫県ごころのケアセンターの機能充実 メンタルヘルス以外の職員のトレーニングの拡充 全国の災害等で支援できるスタッフの育成 災害のメンタルヘルスに関する情報提供のシステム化 (直ちに支援に行けないような場合に、平時から情報提供するシステムを作つておけばどこかの災害に役立つ。)	○地域でのごころのケアのマンパワーの減少【D】 7 ごころのケア相談室(健康福祉事務所)の設置【D】 8 兵庫県ごころのケアセンターの設置【D】(H16～)	④兵庫県ごころのケアセンターの実施すべき研究 ・災害のみならず、災害後の事件、事故等に関する社会心理学的な分析研究 ・震災10年を経過した被災者の心的問題の大規模調査 ・被災者が抱える長期間的問題の調査研究

## ○検証テーマ4 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

○検証担当委員

近田 敬子

検証項目	主な成果（できたこと）のポイント	取り組みの分析・評価 主な課題（できなかつたこと）のポイント	原因・理由	今後への提案	
				評価	検討
1 看護ボランティアによる健康相談・訪問指導等、高齢者の健康づくりの取組み実績と課題、今後の展開方策の検討	1 仮設住宅・一般住宅・災害復興公営住宅入居者を対象に平成7～10年の4年間にわたり被災地帯健康調査を中心とした健診住宅の高齢者を中心とした定期的なスパンティア活動を行ながれ、看護ボランティアが訪問活動を継続できた。 2 仮設住宅課題へ大学教員等の定例的なスパンティア活動を行ながれ、看護ボランティアが訪問活動を継続できた。 3 高齢者を家庭訪問し個々の健康問題へ総合的に対応する健康アドバイザー事業が実施された。	○仮設から恒久住宅への転居者への継続したかかわり【B～C】	①職能団体が中心となつて実施する新しい看護提供システムの検討 超高齢社会の健康づくり、生きがいづくり、閉じこもり予防・介護予防のためにには、身近で気軽に相談できる場「まちの保健室」が必要であり、身の状況がわかり、医療事情に詳しく、医療に繋いでくれる人が必要であり、LSAと協働できる立場の医療従事者が必要である。	○仮設から恒久住宅への転居者への継続したかかわり【B～C】	○まちの保健室を中心とした拡大するためのしくみづくり ○看護ボランティア活動への大学等からの後方支援の有用性 ○現職を有するボランティア活動の限界と可能性 ○推進拠点となる機関の明確化とコーディネーターの設置 ○個々の健康支援から健康なまちづくりへの働きかけの方法
II 被災高齢者自立生活支援事業等、高齢者の生きがいづくりの取り組み実績と課題、今後の展開方策（1に含め検証項目とする）	1 いきいき仕事塾等生きがい支援事業を通して社会参加を促し、高齢者が自分活性化をはじめ自主的活動を行なうきっかけづくりができた。	○高齢者の仲間づくり、居場所づくり【B～D】	②高齢者社会を見据えた健康づくり・生きがいづくりにに関するしくみの検討 超高齢社会の健康づくり、生きがいづくり、閉じこもり予防・介護予防のためには、子どもたちや地域とのふれあいを高め、高齢者の役立ち感・社会参加意識の醸成と温かいコミュニケーションの確立が必要である。	○シルバーパートナーシップ事業は高齢者個々への対応が中心であった。	○高齢者の孤立化を予防し交流の促進を図る生きがい交流事業の継続、強化 ○シルバーパートナーシップ事業を活用した就業機会の提供による生きがいづくり支援 ○子育てひろば、若者やうやう広場等を活用した世代間交流の促進 ○自治会活動と連携した近隣への関心を向ける声かけ ○生きがい支援事業を通して育成されてきたボランティックループへの支援
III 高齢者社会を見据えた新たな健康づくり・生きがいづくりに関するしくみの検討	1 被災による住居の変化や一人暮らしに伴なう健康上の悩みを持つ高齢者がゆっくり語れる場、気楽に相談できる場として、看護ボランティアによるスタートした。「まちの保健室」がスタートした。【D】 2 看護ボランティアとSCSとの協働によるキヤラバン隊を編成し、閉じこもりがちな高齢者の家庭訪問を実施した。【D】 3 高齢者の閉じこもり予防、介護予防を意図した看護活動ができた。【D】 4 看護職はコーディネーターの役割が果たせ、ボランティア活動による力形成ができる。【D】	○入居者の高齢化により自治会組織が十分機能していない住宅がある。			

○検証テーマ5 高齢者の見守り体制整備 ○検証担当委員 松原 一郎

検証項目	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント	取り組みの分析・評価	
			原因・理由	今後への提案
I L.S.A、S.C S.民生委員等による被災者への見守り活動の実績と課題、今後の検討	1 ふれあいセンターや施設によるコミュニティの推進 2 民生委員の活動支援による見守り組織み実績と課題、今後の検討	ア復興住宅における公的見守り支援体制の継続 イ民生委員等の既存見守り制度の充実 ウ復興住宅は、一般住宅と比較すれば、コミュニケーションが希薄であり、住民相互の見守りがそれほど期待できない。【C～D】	① 高齢者ばかり優先入居させ自治組織を支援する必要がある。 ○高齢者が多くなるため、高齢者を支援する必要がある。 ○民生委員のなり手が少ない。	① 公的な見守り支援体制等の継続現行のS.C.S制度に代わる公的な見守りを継続する必要がある。 また、L.S.A制度の弹力的な運用を国に対して引き続き求めたいく必要がある。さらに、既存の地域の見守り資源（民生委員、ボランティア、老人クラブ、N.P.O等）の充実が必要である。
		3 復興住宅へのシルバーハウジング導入によるL.S.Aの見守り 4 被災高齢者自立生活支援事業によるシルバーハウジング以外の相談、コミュニケーションづくり 5 S.C.Sの設置による復興住宅への個別見守り【D】 6 まちの保健室による声かけ訪問【D】	② 災害復興住宅に対する若年層の優先入居 高齢化率が40%を超える住宅には若年層を優先させる制度があるが、若い世代も計画的に入居させることにより、コミュニケーションの活性化等を図るとともに、地域見守り体制を強化するよう配慮する。	
II 緊急時通報システムの整備と課題、今後の検討	1 従来の介護予防・地域支え合い事業によるシステム整備 2 システム導入に伴う自己負担分を復興基金により補填することによる導入促進【C～D】	ア設置台数があまり伸びなかつた。【C～D】	① 既存の緊急通報システムの有効的な活用とIT等を利用した新たな見守り体制の整備 既存システムの必要である。 (主な内容) ○ガスマーター方式を活用した見守り体制の整備 ○ITを活用した相互方向性がある新たな見守りシステムの検討	① 新たな地域ケアシステムの構築 ○地域の高齢者の見守りは、市町の地域福祉施策を進めしていくうえで、なくてはならない必要不可欠なものである。介護だけでなく様々な生活ニーズに対応した包括的なケアの提供の基となるものには高齢者だけにとどまらず、障害者や引きこもりなど見守りが必要な場合、将来的には普遍的なサービスが提供されるしくみづくりが必要である。 全ての者に対する普及的なサービスが提供されつつある地域福祉計画と連携し、介護保険制度との見直しをも見据えながら、新たな地域ケアシステムの構築を図る必要がある。
III 少子・高齢化を見据えた新たな見守り体制のしくみづくりの検討		ア高齢化や核家族化の進展に伴う、ひとり暮らし高齢者に対する見守り体制の構築	① 新たな地域ケアシステムの構築 ○地域の高齢者の見守りは、市町の地域福祉施策を進めていくうえで、なくてはならない必要不可欠なものである。介護だけでなく様々な生活ニーズに対応した包括的なケアの提供の基となるものには高齢者だけにとどまらず、障害者や引きこもりなど見守りが必要な場合、将来的には普遍的なサービスが提供されしくみづくりが必要である。 全ての者に対する普及的なサービスが提供されつつある地域福祉計画と連携し、介護保険制度との見直しをも見据えながら、新たな地域ケアシステムの構築を図る必要がある。	(主な内容) ○地域を包括的に見守る拠点づくり（中学校単位） ○拠点における見守りが必要な人たちの情報の集約 ○拠点への専門的な見守り員の配置と見守り員を支える地域見守り資源のネットワーク化 ○N.P.Oやコミュニケーション・ビジネスの立ち上げ等に対する支援 ○見守りボランティアグループの育成に対する支援

○検証テーマ6 被災者支援のあり方

○検証担当委員 地主 敏樹

検証項目	主な成果（できたこと）のポイント	取り組みの分析・評価	今後への提案	
			原因・理由	主な課題（できなかつたこと）のポイント
Ⅰ 従来型の財政的支援の成績と課題 内容実施体制 費用対効果等	1 災害救助法に基づく給付 ・避難所の設置、食料品等の生活必需品の給付 2 災害義援金の受付・配分 ・募金額が不確定な中の迅速な1次配分の決定 ・必要度を勘案した2次配分(実質的公平性の確保) 3 災害弔慰金法に基づく災害援護資金の貸付 ・被災後早期の時点でのまつた生活資金を有利な条件で提供 ・据置期間の延長(3~5年)による実質的金利の低減	ア現金給付をはじめとした被災者のニーズに適した柔軟な給付 イ-ii 時宜を得た配分(第3次配分の遅延:2次から1年経過)・公平性と迅速性のトレードオフの良好なバランス金受け入れ ウ-i 未償還比率が高率 ウ-ii 未償還貸付金(不良債権)に対する地方自治体の財政負担	<個々の公的支援制度についての提案> ① 特別基準法についての対事への適用付と財源措置 ② 災害救助法では一般基準により難く特別基準を定める場合は、国への事前協議が必要となる特例基準の設定方法について、あらかじめ知事に一定の権限を付与するとともに財源を措置する。 ③ 災害義援金の配分決定における行政からの独立性の向上と現代の生活水準の不適合感が想定していない遅難所生活の長期化(7か月)と特別基準の国への協議 ○住宅助成(第2次配分)の見直しが外れた後、意志決定の見直しが遅延 ○行政主導のため、公平性及び他施策との均衡を重視 ○被災世帯数が膨大であった ○給付制度が無かつたことにによる当該制度の利用増 ○経済合理性を欠く制度設計 ・返済能力の無収査 ・据置期間の延長により、返済期間が短縮 ・少額返済を認め、返済期間は無変更 ・法律による金利の固定 ○損失負担に関する制度設計の欠如 ○個人補償は否とする国の考え方 ・え方が障害 ○他制度が稼働しておらず、当該制度の利用増 ○貸付手続きの簡素化 ○制度設計から予想される制度設計が問題(不良債権は相当程度の不良債権は借入しない者(返済意志は強く返済能力が低い)への対応(公平性欠如)) ア給付金制度の非実現 ・高率(5%割)の不良債権 ・制度設計から予想される制度設計が問題(不良債権は相当程度の不良債権は借入しない者(返済意志は強く返済能力が低い)への対応(公平性欠如)) イ今後の大規模災害においても同様のプログラムにて金融機関の参加が得られるか疑問	○現行の公的貸付制度と、据置期間と返済期間が連動していないこと、金利を固定していることなど、経済力無収査である制度設計が障壁に見られることで、早急に改善すべきである。 ○諸公的支援制度全般についての提案> ① 経済合理性に欠ける制度設計等の改善 ・現行の公的貸付制度と、据置期間と返済期間が連動していないこと、金利を固定していることなど、経済力無収査である制度設計が障壁に見られることで、早急に改善すべきである。 ② 公的支援制度の早期一括提示とインセンティブ活用 ・被災後の時間軸に沿って、どのような公的支援がどれだけ準備されているのかを、大まかに示すべきである。また、明示すべきであることを支えることが、全体としての復興自助によって生活復興を促進するに貢献するため、支援費用を削減することとともに、人々のインセンティブを働かせて生活復興を促す必要がある。
Ⅱ 新たに創設した財政的支援制度の成績と課題 内容実施体制 費用対効果等	1 小口資金貸付制度 ・生活資金の早期提供による活動への東縛、不安感の増大の回避 2 生活復興資金貸付制度 ・中所得世帯まで、実質的無利子で生活資金を提供(金融機関との提携が出来た支店でラス評価)	【A】ア小口で多数の取引のため、手間がかかり収益率も低い 【B】イ小口径が障害 ・え方が障害 ○他途限が無し ・受付期間の延長 ○発災時点の世帯を対象とする支援法との趣旨の相違 【C】ウ・実施までに被災世帯が変動 ・見舞金的性格と誤認 ・支給要件に係る争訟の発生 3 生活再建支援金制度 4 中高年支援金制度 5 被災者自立支援金制度	○個人補償は否とする国の考え方 ・え方が障害 ○他途限が無し ・受付期間の延長 ○発災時点の世帯を対象とする支援法との趣旨の相違 ○個人補償が障害 ・実質的な個人補償の実現 ・恒久住宅移行後の生活再建に寄与(便益51%) ・1400億円の支出で1.37倍)	<被災者生活再建支援金の他途限の緩和> 被災者生活再建支援法による公的支援は便益が厳しく制限され、早期の生活再建には効かないため、便途限を緩和すべきである。 <諸公的支援制度全般についての提案> ① 経済合理性に欠ける制度設計等の改善 ・現行の公的貸付制度と、据置期間と返済期間が連動していないこと、金利を固定していることなど、経済力無収査である制度設計が障壁に見られることで、早急に改善すべきである。 ② 公的支援制度の早期一括提示とインセンティブ活用 ・被災後の時間軸に沿って、明示すべきである。また、明示すべきであることを支えることが、全体としての復興自助によって生活復興を促進するため、支援費用を削減することとともに、人々のインセンティブを働かせて生活復興を促す必要がある。 ③ 生活再建に係るリスク・シェアリングについての合意形成 ・住民の自然災害に対する備えを促すとともに、生活再建に係る公的支援の標準的なメニューの事前設定を可能とするため、大規模な自然災害に対し誰がどれだけの費用(リニア)を負担するのかというリスク・シェアリングの大枠について、社会的なコンセンサスを得て決めておく必要がある。

## ○検証テーマ7 コミュニティづくりの推進

○検証担当委員 立木 茂雄

検証項目	主な成果（できしたこと）のポイント	取り組みの分析・評価		今後への提案
		原因・理由	主な課題（できなかつたこと）のポイント	
I 復興住宅コミュニティプラザ等の設置・運営	1 安心コミュニティプラザや復興住宅コミュニティラザ等の設置・運営による有効な支援【C～D】	大規模で郊外に立地す○小規模住宅においては、支援策（公的支援者）が十分でない。	①公的支援者、専門職員、ボランティアによる支援の充実 ・S C S、L S A、いきいき県住推進員など、コミュニケーションづくりを目的とした公的支援者が、これまでの経験や知恵を交換しあう交流・研修会を地域単位で開催する。 ・共同生活上のルールを守らないなどトラブルの多い入居者について、自治会役員や管理人だけに対応をまかせるではなく、現行の公的支援者に加えて、保健師やソーシャルワーカーなどの専門職、いきいき県住推進員や住宅公社等の職員がより積極的に、自治会役員を継続的にバックアップする体制の整備が必要	・住民と役員間のトラブルなどについて復興公営住宅団地役員をサポートする業務も、「コミュニケーションサポート支援事業」の一環としてS C Sの業務に位置づける。
II コミュニティづくり支援策	2 L S A・いきいき県住推進員による有効な支援【C～D】	S C S配置はされたが、O S C Sの設置は、平成13～15年度末までは、巡回訪問・電話相談などの個人を対象として直接処遇業務に重点が置かれたため、コミュニケーションサポート支援事業に位置づけられるまで、被災地型L S A活動や、いきいき県住推進員のノウハウの引き継ぎが行われてこなかった。【C～D】	②住民・自治会相互の交流会、相談会への支援の充実 ・小規模団地や民間借り上げ団地入居者などへの住民相互の交流支援活動などの支援する。 ・復興公営住宅団地の自治会役員の交流会や相談会などを通じて、他の復興公営住宅団地自	③県民の参画と協働にかかる諸施策を一般事業として継続することの重要性 ・震災復興という枠組みからではなく、県民の参画と協働にかかる諸施策を一般事業として継続していくことが、結果的には、被災地における被災者の生活復興支援になる、という認識をもつことが重要となる。

## ○検証テーマ8 住宅復興における取り組み

○検証担当委員 高田 光雄

検証項目	主な成果（できたこと）のポイント	取り組みの分析・評価	今後の提案	主な課題（できなかつたこと）のポイント		原因・理由
				原因	評価	
I 地域全体の状況に基づく住宅政策	1 麻生後約7ヶ月で応急仮設住宅46,300戸が建設された【A】	ア 応急仮設住宅用地の確保 ○平時のストック情報把握が不可能な空地で行うこと、土地確保が困難であった上直ちに利用された【A】	「地域全体の住宅の状況把握に基づく住宅宅地政策」	①公共住宅政策の抜本的見直し	・段階的家賃補助制度導入に向けての住宅困窮者への居住支援の多面的推進	
	2 高齢の入居者への対応として、され、生活指揮センターの設置支援アドバイザービスなど、生活支援サービスが実施された【A】	イ 市町によりLSA（生活アドバイザー）の派遣状況が異なった【A】		②高齢者居住システムの確立と居住形態の多様化	・LSAによる支援の効率性と有効性を踏まえた高齢者居住支援システムの一般化	
	3 大量に失われた住宅ストックの早期回復のために、行政資料だけでは住宅の被害状況的な把握ができない状況が判明した【B】	ウ 計画策定に当たって、行政資料だけでは住宅の被害状況的な把握ができない状況が判明した【A】		③公営住宅におけるコミュニティ形成支援	・コミュニティ形成支援方策の体系化と推進	
	4 損害者の調査に基づき復興計画が実態に合わせて復興計画が見直された【B】	エ 災害復興公営住宅を中心とした復興計画が、災害復興計画は明確ではあるが、多様な復興過程の実現に課題を残した【B】		④ストックマネジメントの把握	・管理面やコミュニケーション面で課題解決のため、ソーシャルマニッシュの推進	
	5 復興計画に基づき、災害復興公営住宅を用いた震災復興が実現された【B】	オ 災害復興公営住宅用地の用地価格が高く、用地確保が困難であった			・平時の住宅ストック情報の把握	
	6 「特定借上・買取賃貸住宅制度」により、なるほどもともと立地や住戸計画に一定の幅がうまれた【C】	カ 高齢・低所得など特定階層に適する多數の被災者を一括入居させた結果となた【C】			・コミュニケーション・エンパワーメント・プログラムによる地域のまちづくり支援	
	7 災害復興公営住宅の建設において、ペリアブリケーション、コレクティブハウジングの導入、コミュニケーションの設置などが試みられた【B～C】	ダ 情報が被災者に完全に行なわれた【B】			・強制力を伴う密集市街地における居住環境整備の推進	
II 民間住宅再建と利子補給制度	1 多様な住宅再建支援策が用意された【B】	ア 情報が被災者に完全に行なわれた【B】		①民間住宅事業者との協働と利子補給制度の改善	・持続可能な住宅地形成を支える産業の育成と市場の環境整備	
	2 民間賃貸住宅に入居する被災者のための家賃扶助の初期食費負担の軽減が図られた【B】	イ 情報が届かず、情報弱者が生じ、システムが不備であった【B】		②特許制度を活用した多様な民間賃貸住宅の供給	・借上・買取制度を活用した直接補助を前提とした家賃低減制度の検討	
		――			・入居者への直接補助を前提とした家賃低減制度の検討	
		――			・住宅市場と連動した家賃制度への移行	

検証項目	主な成果（できたこと）のポイント	取り組みの分析・評価	
		主な課題（できなかつたこと）のポイント	原因・理由
I 入居希望者のニーズに基づく供給のあり方	1 公営住宅等の早期大量供給(42,137戸を供給) 2 全住戸バリアフリー仕様(高齢者向け仕様)の採用 3 高齢入居者のためのコレクティーブハウジング、シルバーハウジング、ベット共生住宅などの供給【B】	個人の所得や資産に関する情報利用の制限【B】 既成市街地内での建設用地の確保【B】 立地条件等に関する希望への配慮【B】	【入居希望者のニーズに基づく供給のある方】 ① 土地・建物から希望の多かった既成市街地内の建設用地を確保するため、地理情報システム(G.I.S.)等の整備による情報管理・活用体制の整備が必要。 ② 民間住宅の社会的活用と賃貸能力確保のための施策の拡充 ③ 入居者のニーズに対応できる手法を採用することが必要。
II 入居者の募集選定と管理制度のあり方	1 入居者の一元募集、グループ募集の実施【B】 2 特定入居・暫定入居制度の実施【B, C】 3 被災高齢者等に対する優先入居措置の拡大)【B】 4 応能応益性を重視した家賃低減化対策の実施【B】	グループ募集に対する応募が少なかった【B】 入居者構成のバランスの確保【B】 被災高齢者や仮設住宅入居者に対する優先措置の実施	【入居者の募集選定と管理制度のあり方】 ④ 住宅交換制度等の活用によるミックストコミュニティ(「混住」)の促進 ⑤ 居住者構成の歪みは正。住宅相模と入居人員のミスマッチ解消のため、住宅交換制度、若年世帯の優先入居制度等により、居住者構成の再編の促進が必要。 ⑥ 住民自治に基づく団地の共同管理を円滑化するために、居住者の参画を促す仕組みづくり、NPOの活用等、団地の実態に即した管理制度等の検討が必要。 ⑦ 住民のコミュニティづくりに向けた支援の強化 ⑧ 高齢者居住安定に向けた福祉行政との連携 ⑨ 地域の福祉拠点として、コミュニティプラザを整備した意義は大きかったが、維持管理の仕組みについての検討が必要。
III 高齢居住者のコミュニティ形成	1 いきいき県住推進員制度の導入【C, D】 2 高齢者居住支援「生活援助員(L.S.A)、高齢世帯生見守り活動」の実施【C, D】 3 コミュニティ形成アラザの設置【B】	団地自治会による共同管理機能の強化、居住者間の相互扶助体制の構築【C, D】 高齢者居住生見守り活動による高齢者構成の再編(高齢者世帯比率の抑制)【C, D】 コミュニティアラザの設置【C, D】	【高齢居住者のコミュニティ形成】 ⑩ 福祉施設と連携した住み慣れた地域での居住の仕組みづくり ⑪ 高齢者居住介護、住み慣れた地域での居住を保障する仕組みづくりには、地域高齢福祉計画や介護保険制度と整合された総合的な仕組みの構築が必要。 ⑫ 生活援助員(L.S.A)制度をめぐる諸課題等、福祉行政との連携 ⑬ 県と市町村との役割分担を明確化した上での連携等が重要。 ⑭ コミュニティアラザの利用・管理のあり方の検討 ⑮ 地域の福祉拠点として、コミュニティアラザを整備した意義は大きかったが、維持管理の仕組みについての検討が必要。

検証項目	主な成果（できしたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント	取り組みの分析・評価	
			原因・理由	今後への提案
I 「新しい住まい方ににおける取り組み」	1 復興時の対策を将来的施設と「新しい住まい方に位置づけた」「新規開拓地の実施研究」に実施する調査研究が運営・供給・支援に生かされたか、 2 コレクティブハウジングイアードの考え方をシルバーハウジング等建設補助として供給【C】 3 復興基金による「被災者向けコレクティブハウジング等建設補助」制度の創設【C】 4 「ひょうご住まいサポートセンターによる専門家派遣制度」の創設【D】	○復興公営住宅として供給 ア「復興公営住宅」として供給された團地の運営管理、運営の運営権が「新しい住まい方」に実施する調査研究が運営・供給・支援に生かされた。 ○「被災者向けコレクティブハウジング等建設補助」制度は一般化する度合いが低い。 ○制度が有効な制度ではない。 ○制度が有効に活用されない。 ○制度が十分ではない。 ○制度は一般的でしかない。 ○制度は一般的でしかない。 ○制度は一般的でしかない。	（実験的事業のありかた） ① 復興10年検証に基づき、既存の災害復興コレクティブ・ハウジングが真に高齢者の安定居住モデルとなりうるよう原点に立ち戻り施策を継続して実施する。 ② 「新しい住まい方」は、まだ途にいたばかりであり、調査研究一施策一実施・運営一検証一改善のシステムをもつての役割は大きい。 ③ 一般化への施策は、被災者向けの住宅・福祉・教育・生活文化等、行政の総合的取り組みとして検討すべきである。	（高齢者の自立と安心・安全居住に資する公的住宅モデルとしてのありかた） ① コミュニティ形成型の次世代シルバーハウジングのモデルとして再生・LSAの役割をコミュニティ支援に広げ、地域福祉やボランティアとの更なる緊密な連携が必要；高齢者のみの団体では持続的コミュニティ形成は困難である。 ・協同居住空間の一部を居住者との共同運営というかたちで地域に積極的に開く。 ・住宅の管理・運営を社会福祉法人やNPOなどの民間事業者へ委託するなど、高齢者住宅として持続性のあるコミュニティ運営を図る。
II 被災高齢者と安住生活再建と居住に役立ったか	1 10団地での展開；規模・アメニティ形成が困難な協同居住空間の配置・集合形態、一般世帯の組み込み、建築計画的に異なるタイプを、県営、市営あわせ10団地341戸を供給【C】 2 NPO、ボランティアによる協同居住への支援により居住者の生活再建に取り組めた【C～D】 3 復興過程においてコミュニケーションの重要性の認識をひろめた【C～D】	○公営住宅入居資格、高齢者対象、という資格条件がライフスタイル選択型のコレクティブハウジングにそぐわない。 ・民主的な自治会運営がされている。 ・一時的リーダーに依存。 ・一般世帯組みがコミュニティ活性化につながらず、募集方法など、募集方法の問題。 ・協同居住空間が必ずしも有効に活用されない。 ・縮小された住戸の狭さにクレームが多い。 ・洗濯機共用は不評 etc ○建築計画上の問題 ○内外共用スペースの空間の質が住宅ではなく施設的。 ・団地により、協同空間に格差がある。	（コレクティブハウジングの一般化に向けた公的支援と環境整備のありかた） ① 住まいの価値と公的支援の行政、市民の共有。 ② コレクティブハウジング等、居住者によるコミュニティ形成型のハウジングは、家族や地域が抱える現代的課題（子育て環境、仕事と家庭の両立、高齢者の自立と介護環境、防犯、防災、環境共生など）への一つの回答であり、民間の取り組みこそ公的支援の対象である。	（コレクティブハウジングの一般化に向けた公的支援と環境整備のありかた） ① 公共用地、空き公共施設を定期借地、定期借家等で優先提供 ・グループ立ち上げ、計画・設計プロセス段階の居住者グループへの専門家派遣 ・事業者への専門家派遣 ・補助金、融資、税上の優遇制度 etc. ② 事業譲導・支援の制度等、環境整備 例 ・住まいづくりNPOとの連携、支援 例 ・「新しい住まい方」に関する情報提供事業 ・市民向け研修・学習会等、普及・推進事業の実施 ・事業者向け研修・講習会等、事業推進の実施 ・相談、専門家派遣事業 etc.
III 民間の取り組み、および他の自治体における高齢者安住生活政策のモデル提示につながったか	1 コレクティブハウジングの社会的認知【D】 2 兵庫での経験に学び其他自治体で主に高齢者対応住宅モデルとして展開【D】	○主にシルバーハウジング+協同居住としたこと アコレクティブハウジングは公営の高齢者対応のありたいと助け合いのありある新しい福利型住宅である。高齢者の安定居住の成果があらわれ、新しい福利用地で、高齢者の認識を一層に定着させた。 イ一般化を推進するまでにはいたっていない。	（3 住まいづくりNPOとの連携、支援 例 ・「新しい住まい方」に関する情報提供事業 ・市民向け研修・学習会等、普及・推進事業の実施 ・事業者向け研修・講習会等、事業推進の実施 ・相談、専門家派遣事業 etc.	

検証項目	主な成果(できたこと)のポイント	主な課題(できなかつたこと)のポイント	今後への提案	
			原因・理由	
I 福祉のまちづくり や福祉施設などの取り組みが、先進的・復興のまちづくりに生じたか	1 全国に先駆けた福祉のまちづくり条例の推進 2 球児連れの人による車両接近警報設置充が図られ、音声や文字によりわかりやすい情報提供を行うことことができた。【A～D】 3 地域安心拠点としての福祉施設 4 全国初の地域型仮設住宅は、バリアフリー・住宅やLSA等による適切なサービス等を備え、被災高齢者等が元気を回復した。【B】 (2) シルバーハウジングによる住まいの復興 (3) 岐下初としてユニットケアを取り入れた新型特養は国とのモデル研修施設となつた。【D】 これらの取組は、地域との一体化、利用者を特別扱いせず、生活者であると位置づける取組として国の「2015高齢者介護」や介護保険の見直し方向(地域包括ケア)につながっている。	ア 更なる面的整備の推進 イ 高度な基準の設定や、より基準を満たすため、誰でも利用できる多目的トイレスペースを設置するなど、条例改正や施策の拡充を行い、復興基準の設定など内容の拡充が図られ、誰にでもわかりやすい情報提供を行うことことができた。【A～D】 ウ 協働によるまちづくりの一層の推進の地域交流や開放が十分でない。施設やまちづくりを進めるためには、事業者、県民、行政の協働が必要である。 エ 新たな地域安心拠点の機能を確保する住まいとなるなど地域の安心拠点となる。 オ 入居者の加齢により、夜間援助や身体介護を要する比率が高まつており、LSAに頼るケータイも増加している。地域の新たな安心拠点機能が必要。	①既存施設のバリアルテザインの視点を取り入れた福祉のまちづくりの推進 ○ユニバーサルアルテザインの意義などの普及啓発の推進 ○公共施設の積極的・計画的なハリアフリー化の推進 ○民間施設のハリアフリー整備に対する財政的支援の充実 ○安全・快適により質の高い高水準な整備促進 ○多目的トイレ、オストメイト対応機器設置歩道上のセミフルット化 ○歩道上のベンチ、バス停の屋根の設置 ○ビル、歩道橋、地下通路を結ぶ部分のフラット化 ○地域安心拠点としての福祉施設づくり ・特別養護老人ホームのユニバーサル化として個室・ユニットケアを推進 ・生活圏(小学校又は中学校区)において、年齢や障害の有無を問わず、誰にわたる福祉や生活ニーズに対応できるサービスが付加された地域密着型の小規模なグループホームの推進 ・このよくな住まいが、ハード・ソフトとともに災害に強い福祉施設を中心的に点在することが有効。防災・減災のまちづくりともなる。 ・厚生労働省が今後検討すべきとしている「地域包括支援センター」は、LSAと地域型在宅介護支援センターの両方の機能を併せ持った機能を備えることで、新たな地域安心拠点としての機能が期待される。	
II情報や人と人とのつながりの大切さなど、まちづくりの課題にどのように対応されたか	(1～2は再掲) 1 地域安心拠点としての福祉施設 2 全国初の地域型仮設住宅など先進的な取組 3 情報ハリアフリー化の取組等 4 当事者参加のまちづくり イ 地域の取組への支援 イ 阪急伊丹駅の整備は住民等多くの当事者が実質的に参画し、ユニバーサルデザインの施設となつた。【D】	ア 障害者等への情報提供は、依然、まちの移動コミュニケーション、ケーション支援、聴覚障害者に困難を伴う。また、聴覚障害者が行動に伝えられなかつた。	③案内表示、サイン、音響装置等による十分でない、多様な状況を想定した情報伝達方法が日になかつた。 ○ノウハウを持つ人が地域に十分いない。	

<p>「パリアフリーライターの推進」から、「ユニバーサルデザインのまちづくり」への展開に必要となるもの</p>	<p>1当事者参加によるまちづくり（再掲）【D】</p>	<p>ア 当事者参加などソフト面の○思いやりの心の醸成組の充実、計画段階から依然として点字ブロック上の駐輪などがあり、当事者利用に配慮したはずの施設が使いにくく事例がある。</p>
---	------------------------------	--

まちの案内図の作成等のまちづくり活動は、利用当事者やNPO等との協動の取組が重要である。  
○ユニバーサルデザイン推進の中核拠点機能の整備  
地域での取り組みが重要であるため、地域でのユニバーサルデザイン推進の人材養成や、地域拠点や研究機関、企業、NPOなどが連携してノウハウを提供ができる中核拠点機能の整備が必要。